

原子力政策の堅持を求める陳情

1 趣 旨

私たち福井県原子力平和利用協議会は、かけがえのないふるさとを守るため、原子力発電の安全を大前提に「原子力の平和利用の推進」、「原子力の正しい理解の輪を広げる」活動を43年にわたりボランティアにより続けてきた。

東京電力福島第一原子力発電所事故により、福島県民を初め多くの国民が脱原発を訴えるようになってから4年6カ月が経過しようとしている。現実として、福島第一原子力発電所では廃炉に伴う事故処理が行われているが、汚染水、溶けた燃料を取り出すための準備工事、周辺地域での除染など多くの課題が残されている。

国内の原子力発電所は全て停止し、火力発電所に頼らざるを得なくなり、古い火力発電所まで稼働させて、電力を確保し、安定供給することを余儀なくされている。この間、火力発電所の燃料である石油、LNGの輸入のために、巨額の資産が海外へ流出し、貿易収支は赤字となり、日本経済を圧迫する結果となっている。近年、地球温暖化の急激な進行により、世界各国で温暖化の影響と思われる異常気象が続き、日本でも多くの災害が発生し、多くの犠牲者が出ている。

エネルギー自給率6%の日本が、化石燃料に頼らざるを得ない状況の中で、安定したエネルギーを確保し、国際競争力を高め、現在の環境を維持していくことが可能であるか。原子力発電をエネルギー基本計画の「ベースロード電源」と位置づけるのであれば、原子力発電の一定割合の確保と全国の原子力発電所の日も早い再稼働を早期に実行し、国際状況を踏まえたエネルギー安全保障の確立、推進を願うものである。

福井県原子力平和利用協議会は、これまで原子力発電を基幹電源とする我が国のエネルギー政策に対して全面的に協力してきた立場から、東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地の早期復旧の実現と、我が国のエネルギー政策が「脱原発」に大きく揺れてしまうことなく、世界最高水準の安全確保を前提として、今後とも原子力発電を堅持するよう、下記項目について早期の実現を要望する。

記

(1) 原子力発電所の早期再稼働（高浜3・4号機、大飯3・4号機）

国が再稼働の必要性について、国民に対し十分な説明を実施し、日本経済の復興のために、新規制基準に基づく適合性審査等を速やかに行い、安全が確認された原子力発電所について、早期に再稼働を進めること。

(2) 運転期間を延長したプラントの再稼働及びリプレース等の実施（美浜3号機、高浜1・2号機）

高経年化した運転期間延長をしたプラントの再稼働については、新規制基準に適合させ、安全を確保すること。また原子力発電所の新規立地が困難な中、今後とも一定の原子力発電比率を確保するために、安全性を向上させた改良型原子炉へのリプレースや新增設を検討すること。

(3) 原子力発電所敷地内の破砕帯に係る公正かつ迅速な審査の実施（敦賀2号機）

敦賀発電所の破砕帯については、事業者から適合性審査申請がされた場合、より幅

広い専門家の意見も取り入れ、科学的・技術的な議論を尽くし、公正な審査が行われるよう原子力規制委員会に強く求めること。

(4) 原子力発電所の廃炉に伴う安全の確保（敦賀1号機、美浜1・2号機）

廃炉が決定した原子力発電所については、運転が終了した後も適切に保守管理を実施し、除染や解体、放射性廃棄物の処理等の際には安全を確保するとともに、地域経済の活性化に配慮すること。

(5) 立地地域への経済支援措置の実施

全国の立地地域では、原子力は既に基幹産業となっており、長期にわたる停止に伴い、地域経済は疲弊し、倒産する企業も出ている。国策により原子力を受け入れた地域に対して経済支援措置が早期に実施されるよう、国に強く求めること。

(6) 核燃料サイクルの堅持並びに「もんじゅ」の開発推進

エネルギー自給率6%の我が国にとって、核燃料サイクルは、ウラン燃料の有効利用、放射性廃棄物の低減、技術の蓄積という観点から必要不可欠であり、核燃料サイクルの確立に不可欠な高速増殖原型炉「もんじゅ」の研究開発が速やかに進められるよう、その対応について国に強く求めること。

(7) 原子力防災・避難道路の早期整備

地域住民の広域避難経路の確保、原子力事故制圧の観点から、原子力発電所周辺の防災道路を早期に整備すること。

2 提 出 者

福井県原子力平和利用協議会 会長 神谷保男

3 受理年月日

平成27年9月9日